

国水調第16号
国水流第2号
平成25年7月1日

北海道開発局建設部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長

水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について

昨今、再生可能エネルギーの導入促進が喫緊の課題となっており、水力はクリーンかつ経済的なエネルギーとして、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、小水力発電に係る水利使用許可手続に関して、個別措置事項が決定されたところである（別添）。

国土交通省では、これまでも、水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところであるが、更なる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、より積極的に取り組むことが求められている。

については、下記のとおり通知するので、許可申請に対する審査等を行うに当たっては、地域の実情に応じて、遺漏のないよう運用するとともに、河川事務所等の水利担当者に対して周知徹底し、水利使用許可に係る審査の簡素化・円滑化を図ることとされたい。

記

1 設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続の簡素化について

設備容量に余裕のある水力発電において最大取水量や最大使用水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要があるが、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第40条第2項において、「法第23条（略）の許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」こととしていることから、河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請者に求める添付図書は変更に関する事項を記載した図書にとどめること。

2 非かんがい期等における小水力発電のための新たな水利使用許可手続の簡素化について

- (1) 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データや河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること。
- (2) 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水予定地点を含む流域と地形、地質、降雨量などが類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能であること。
- (3) 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (4) 動植物に係る調査については、文献調査や聞き取り調査で代表種を選定することが可能であること。
- (5) 休止していた小水力発電を再開する場合については、河川流況、取水環境等を踏まえた上で、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (6) 既許可の取水施設等を改築せずそのまま活用する場合においては、取水施設等の構造図等の添付は不要とすること。

3 河川流量等の調査結果の提供について

小水力発電を促進するため、上記2の非かんがい期等における小水力発電のための新たな水利使用許可手続の簡素化措置にも役立てるよう、河川管理上必要な河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、調査結果を積極的に提供すること。

国 水 調 第 17 号
国 水 流 第 3 号
平 成 25 年 7 月 1 日

各都道府県土木担当部長 殿
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長

水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について

昨今、再生可能エネルギーの導入促進が喫緊の課題となっており、水力はクリーンかつ経済的なエネルギーとして、その活用が期待されている。

このような状況の中、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、小水力発電に係る水利使用許可手続に関して、個別措置事項が決定されたところである（別添）。

国土交通省では、これまでも、水利使用許可手続の簡素化・円滑化に取り組んできたところであるが、更なる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、より積極的に取り組むことが求められている。

については、下記のとおり通知するので、許可申請に対する審査等を行うに当たっては、地域の実情に応じて、遺漏のないよう運用するとともに、貴地方公共団体の水利担当者に対して周知徹底し、水利使用許可に係る審査の簡素化・円滑化を図るようお願いする。

記

1 設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続の簡素化について

設備容量に余裕のある水力発電において最大取水量や最大使用水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要があるが、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第40条第2項において、「法第23条（略）の許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」こととしていることから、河川環境や河川使用者への影響に変更がない場合、申請者に求める添付図書は変更に関する事項を記載した図書にとどめること。

2 非かんがい期等における小水力発電のための新たな水利使用許可手続の簡素化について

- (1) 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データや河川環境データが存在する場合には、その調査結果を添付書類として活用できること。
- (2) 取水予定地点付近において河川管理者等が調査した河川流量データがない場合であっても、取水予定地点を含む流域と地形、地質、降雨量などが類似している近傍の流域（流域が重なる場合を含む。）の他の観測所等の河川流量データをもとに水利使用状況から自然流量を算出した上で流域比換算により算出した河川流量データを根拠とすることが可能であること。
- (3) 発電に伴う減水区間において、既に維持流量が設定され、既存の河川環境に係る資料が存在する場合には、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (4) 動植物に係る調査については、文献調査や聞き取り調査で代表種を選定することが可能であること。
- (5) 休止していた小水力発電を再開する場合については、河川流況、取水環境等を踏まえた上で、動植物や景観等の新たな河川環境調査は省略できること。
- (6) 既許可の取水施設等を改築せずそのまま活用する場合においては、取水施設等の構造図等の添付は不要とすること。

・小水力発電

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①（短期間での水利使用）	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②（新規の発電水利取得）	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要があるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること などの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度早期検討・結論・措置 ②平成25年度措置	国土交通省